

会員の経費負担義務に関する細則

(目的)

第1条 この細則は定款第13条の規定に基づき、会員の経費負担義務に関し、必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 一般社団法人日本集中治療医学会（以下、「本会」という）の会員の年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 15,000 円
- (2) 准会員 9,000 円
- (3) 賛助会員 30,000 円

(年会費の納入)

第3条 年会費は、この法人が指定する方法および期日までに1年分を一括納入しなければならない。

(細則の改定)

第4条 この細則は、理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は2017年1月1日から施行する。

この改定は2017年3月8日から施行する。

この改定は2018年5月28日から施行する。

この改定は2021年2月11日から施行する。